

1. 修正の背景

- 西東京市地域防災計画は、平成28年5月に修正を実施
- 国において、熊本地震や平成28年台風第10号災害、またその後の災害対応を踏まえ、平成29年4月及び平成30年6月に防災基本計画の修正を実施
- 平成27年9月の関東・東北豪雨災害、平成28年の台風第10号災害を踏まえ、国において平成29年1月に「避難勧告等に関するガイドライン」の改定を実施
- 東京都において平成30年1月に「東京都災害時受援応援計画」を策定
- 本市における平成28年台風第9号への対応に関する課題
- 東京都により平成30年1月に土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を指定

2. 修正の方針

- ① 熊本地震等を踏まえた応急対策・生活支援策等について、上位計画等との整合を図ります。
 - ・ 防災基本計画との整合を図ります。
 - ・ 避難勧告等に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称を変更し、計画に反映します。
 - ・ 東京都災害時受援応援計画との整合を図ります。
 - ・ 東海地震対策及び東海地震に関連する情報を基に計画された箇所について、東京都地域防災計画の修正等の動向を注視し、取り扱いを整理します。
- ② 平成28年台風第9号への対応に関する課題を踏まえ、避難施設の運営等地震災害編から準用する応急対応措置等の見直しを図り、風水害編に反映します。
- ③ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定された箇所を明記するとともに、警戒避難体制を整備し、計画に反映させます。

3. 主な修正事項

1 防災基本計画及び関連法令等の改正に伴う修正事項

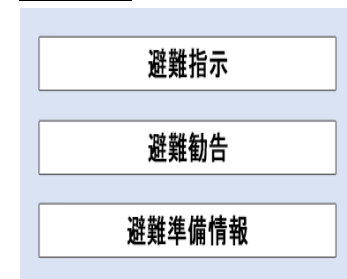
① 応急的な住まいの確保や生活復興支援

- 住家被害認定調査に関する体制の強化
公益財団法人東京都不動産鑑定士協会と協定を締結しました。
- 被災者生活再建支援システムの活用
平成29年度に罹災証明書の交付等を支援する「被災者生活再建支援システム」を導入したことから、現行計画の記述を見直します。

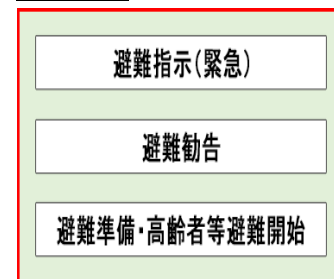
② 避難勧告等の対象者の明確化、わかりやすい避難行動の伝達

平成28年の台風第10号により岩手県岩泉町で発生した水害では、高齢者施設に避難準備情報の意味するところが伝わっておらず、適切な避難行動がとられませんでした。これを踏まえ、国において「避難勧告等に関するガイドライン」が改定されたことから、避難情報の名称を下記のとおり変更し、計画に反映します。

○変更前



○変更後



③ 気象庁による大雨警報等発表基準変更への対応

新たに短時間強雨による浸水害発生との相関が雨量よりも高い指数（表面雨量指数（仮称））が導入されたことから、計画に反映します。

④ 応急給水方法の見直し

災害時避難者に対し即応的に飲料水を配布できるよう、平成29年度から新たに市立小・中学校にペットボトル飲料水を備蓄したことから、応急給水方法を見直し、計画に反映します。

2 平成28年台風第9号の災害教訓に基づく修正事項

① 台風接近時等風水害編における市体制の見直し

各種防災気象情報に留意し、市域への風雨等がピークを迎える以前に災害対策本部を設置し、態勢を整えるよう計画に反映します。

② 避難勧告等避難情報伝達手段の充実

<安全安心いーなメールへの情報追加>

避難勧告発令判断基準のひとつに、「土砂災害警戒情報発表時」を用いていることから、市民にいち早く情報伝達できるよう安全安心いーなメールに配信情報を追加するとともに、運用やその他の情報伝達方法について、計画に反映します。

③ 風水害（土砂災害）に係る避難施設の見直し

現行計画において、避難施設の運営等については「地震災害編」を準用していますが、避難勧告等により予測される避難者数の規模や、自主避難者に対応できるよう「地震災害編」に定める避難施設以外の公共施設等を避難先として指定できるよう、計画に反映します。

④ 土砂災害警戒区域等の監視警戒強化

土砂災害警戒メッシュ情報等防災気象情報収集と連動して、土砂災害警戒区域等の監視警戒を強化するとともに、土砂災害警戒情報が発表された場合、都と連携して現地の安全が確保できるよう調整し、計画に反映します。

3 土砂災害警戒区域等の指定に伴う修正事項

東京都による土砂災害警戒区域等の指定への対応

東京都による土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定が平成30年1月に実施されたことから、計画に指定箇所を示すとともに、警戒避難体制の整備等、計画に反映します。



4 その他の修正事項

市組織改正に伴う災害対策本部組織の見直し

平成29年4月に市組織改正が行われたことから、防災業務に係る事務分掌の見直しについて計画に反映します。